

## 第4章 その他の財務行政の諸問題

### 第1節 管財行政

#### 1 つくば移転跡地問題

この時期の管財行政の焦点の一つは筑波移転跡地の利用問題である。首都への人口の過度集中を防止するために、官庁の集団移転を決めたのは昭和36年9月の閣議であり、翌年7月に科学技術会議は国立試験研究機関を集中的に移転させる必要があると答申し、翌38年9月に閣議了解で研究学園都市を筑波地区とすることにした。そして42年9月には移転予定の機関を36とし、移転跡地の利用は別途検討することに閣議了解があつて、まず43年から建設に着手し、45年に都市建設の基本的方針を決めた「筑波研究学園都市建設法」を定め、建設を促進しつつ、48年1月に、政府は国有財産中央審議会に跡地利用について諮問した。法成立の時点では50年度末までの移転完了を目指したが、石油ショック等の不測の事態もあつて、移転完了の目途が4年延長された。

研究都市に設置される国の機関等は43で、新設の7機関を除く36機関が移転することになったが、借地等のために移転跡地ができない9機関があるので、跡地問題は27機関を対象とした。その跡地は64ヵ所に及んだ。その総面積は358万平方メートルであった。東京都は39ヵ所、132万平方メートルに及び、23区内に28ヵ所、82万平方メートルがあつた。

48年の諮問に先立って、大蔵省では施設整備事業の進捗状況を見つつ、47年9月から学識経験者による「国有地利用問題研究会」で研究を始め、48年1月に国有財産中央審議会に、跡地全体を通じての利用の基本方針と、主要跡地についての個別具体的利用計画の大綱の審議を諮った。審議会は移転時期を50年

度としていたが、移転時期を54年に延期したこともあって審議は一時中断された。

跡地利用の基本方針は、まず47年以降確立している「公用、公共用優先の原則」を基本に置きつつ、首都圏の過密解消のため、都市の防災性向上、生活環境改善への活用を図り、大規模都市にふさわしく緊要性のある都市施設、文化施設への転用を図ることとした。個別の利用計画については都の23区内の18を中心、29ヵ所を主要跡地として検討が重ねられたが、利用要望が多く審議は難航した。この検討は小委会の中の作業グループによって進められその審議結果を小委会で審議して「試案」にまとめ、53年11月にそれを跡地所在の地元地方公共団体の意見を聞くために提示した。この試案において利用が認められなかった区市町の反対が強くて、意見調整に多くの時間がかかり、都県からの意見提出は55年3月となり、同年4月に、29主要跡地の中の22跡地の利用計画について、跡地利用の基本方針とともに第1次の答申として提出された。残り7ヵ所中4ヵ所も逐次追加答申として提示された。26ヵ所、計257万平方メートルで、都内20ヵ所、23区内は15ヵ所であった。なお、主要跡地以外の跡地35ヵ所は55年5月の審議会答申で、「跡地利用の基本方針」に沿って大蔵省で定めるべきものとした。答申後1年以内に17ヵ所の利用計画は調整決定され、比較的早期に利用計画がまとめられた。

## 2 政府保有株式処分

管財行政のもう一つの焦点は3公社の民営化に伴う政府持株の処分問題である。まず60年の電電公社、専売公社の民営化では、これらの新機関の株式は発足時すべて政府が保有することになったが、日本電信電話株式会社（NTT）については3分の1以上、日本たばこ産業株式会社（JT）については当分の間3分の2以上、政府の保有義務が定められた。実際に政府株式の売却対象となったのはNTTについてであった。NTTの株式中3分の2相当の1,040万株の売却収入、配当金収入は国債償還財源に充てることになっていた。しか

し、会社の在り方の見直しをする5年内は2分の1は政府保有とすることが大蔵省と郵政省の間の協議できめられたことから、64年度までは780万株が売却可能であり、その4分の1に当たる195万株が61年度の予算に計上されて処分対象となった。

61年度の195万株の処分にあたって、61年7月の国有財産中央審議会の答申に即して、まず一部の株式の一般競争入札を行ない、その結果を参考に残りの大部分の株式の売却価格を定めて売出す方式をとった。10月1日から7日までの間、関東、近畿両財務局で申込みを受け、24日に落札をした。入札分20万株に対して最高240万円、最低101.7万円の落札があり、加重平均落札価格119万7,392円となった。これにより売却価格を119.7万円とし、値付け株として留保した10万株を除いた165万株を売ることにした。10月20日から全証券会社によって買付申込みの勧誘が始まり、11月17日から26日までの申込期間に1,058万



6.4倍の高倍率となったNTT株（共同P提供）

5,224件の申込みがあった。この高倍率に対処するため1人1株の割当てで抽選し、62年に入ってから申込証券会社の窓口を通して買付代金の払込みを受けた。さらに1月中に補欠割当をして、年度内に164万9,826株の払込みがあり、残り174株を加えた61年度中の195万株の売却による国債整理基金特別会計の収入は2兆3,591億円となった。

62年度にもNTT株195万株の処分が予定され、国有財産中央審議会でその取扱いについて答申をまとめた。基本的には一般企業同様の引受方式とし、円滑消化の観点から売出しの取扱い方式を併用した。61年度に続き世界に前例のない大規模な売却であるために、市場価格に悪影響がないようにとの配慮であった。しかし、195万株は分割せず一括売却とした。問題の売却価格は、市場価格を基準価格としこれを若干割引いた価格とするとの答申の考え方に沿うこととし、売出価格決定日の11月9日の東証終値264万円から3.5%割引いて255万円とした。一般投資家の購入意欲は強くて、195万株は完売され、売却純収入は4兆9,098億円となった。

63年度も195万株の処分が予算に計上された。しかし62年の売却後株式市場の激変でNTT株の相場は急落し、その後の回復が容易でなく、63年の計画実施が危ぶまれた。7月には2週間余の聞きとり調査をして慎重に対応し、10月19日決定の売出価格も190万円に下げた。10月21日の売却は予定を下回る150万株で、売却純収入は2兆8,138億円であった。

NTT株の売却は大きな話題となったが、この外に政府保有株式の売却では日本航空と沖縄電力の問題があった。62年9月に日本航空株式会社廃止の法律が決まり、特殊法人から商法上の株式会社が変わった。日本航空への政府出資比率は設立当初50%であったが、出資比率を70%まで上げた後、政府保有株式の5次にわたる売却で、61年度末には34.5%まで下っていた。廃止法成立に即して国有財産中央審議会で検討し、政府保有株式全株約4,810万株の一括売却を決めた。売出価格を1万3,400円とし、12月15日から3日間の売出しで完売した。大規模売却であったから、販売団を構成した。31社の元引受証券会社が

参加し、全証券会社が加わる委託販売団が作られた。

沖縄電力については63年5月に完全民営化を目的とする沖縄振興開発特別措置法の一部改正が決まり、政府保有株式の処分について国有財産中央審議会で検討し、99.99%を占める政府保有の全株式を売却することとなった。9月の答申に即して売却の基本的考え方として県民主軸への配慮と入札・売出しの組み合わせ方式に決め、まず1割程度の150万株について11月に一般競争入札をし、それによって残り約9割を売出すことにした。

## 第2節 専売改革

専売行政についての最大問題は明治37年以來のたばこ専売制度の新制度への切替えを軸とする専売改革である。昭和24年以來の公社制度もこれとともに廃止された。この大改革は臨時行政調査会による行政改革の一環として扱われたものであり、専売だけでなく電電も、国鉄も共に公社制度の廃止で改革され、それぞれ民営に移された。専売については新たに日本たばこ産業株式会社が作られ、たばこ事業法が制定された。塩専売法が定められ、専売納付金制度がたばこ税制度に変えられた。

57年7月の臨時行政調査会の基本答申をもとに9月に行政改革大綱の閣議決定があつて、専売改革の基本方針が決まったが、大蔵省では臨調の審議と併行して問題検討を進め、閣議決定後は専売公社と連絡協議会を作つて、本格的な検討を重ねた。さらに翌58年5月からは法律学者を主体とする法制懇談会を発足させて法制面からの検討を加えた。この間、製造たばこの需要は世界的に伸び悩みさらに停滞している状況を理解し、さらに輸入自由化が避けられないとの認識が強められた。自由民主党との意見調整も加えて、11月には「たばこ専売制度及び日本専売公社の改革について」の10項目に意見が集大成された。そこではたばこの輸入自由化を図り、専売納付金制度を廃止してたばこ消費税を導入し、日本専売公社を改組して政府関係特殊法人を作り、新法人にたばこの製造を独占させる等を決めた。

59年に入って行革大綱の閣議決定があり、専売事業審議会の答申もあつて、具体的事項をつめて関係法律案をまとめ、4月16日に特別国会に提出した。関係法律案は政府原案通りに8月3日に可決成立し、8月10日に公布された。関連5法律は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法、塩専売法、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、たばこ税法である。新制度は60年度から発足した。

改革に際して問題となつたのはたばこ事業のような製造業について製造独占が引続いて認められるものがあり、独禁法が規定する独占状態が発生することを避けるための大蔵省の製造たばこの最高庫出価格認可が規定された。一方新会社に製造独占を認めたのは、国際的に割高となる国産葉たばこの耕作者への激変緩和等と、その条件下での国際競争力確保を期したものであつた。輸入自由化については、それまで公社とその委託を受けた者以外はできなかったのを、誰もが輸入できることにしたが、小売販売についてたばこ事業法で許可制をとることで、不適格者排除の配慮をした。自ら輸入した製造たばこを販売しようとする者は大蔵大臣の登録を受ける特定販売登録制を設けた。小売販売の許可制も一挙に自由化することによる混乱を回避しようとしたもので、当分の間という条件が加えられた。また専売公社にかわる日本たばこ産業株式会社は塩専売事業をも併せて実施することになったが、新会社の株式の2分の1以上を常時政府保有とする基本姿勢があつて、政府は万全の責任をもつ態勢を保持した。ここでも当分の間は政府の株式保有を3分の2として商法上の特別決議の条件をみたくことにした。しかし、新会社に対する公的関与は必要最小限にとどめて、その合理的企業経営を期する改革の趣旨を基本に据えた。塩専売事業については、専売の名称を残すことで、事業は新会社に行わせるとしても、営利目的ではなく、公益性を目的とする方針が貫かれた。

### 第3節 記念貨幣の製造等

前期の造幣行政ではその始期にオリンピック記念貨幣の発行と、それに続く小額銀行券のコイン化という特記事項があったが、その終期に沖縄国際海洋博記念貨幣の発行計画があった。その発行は昭和50年7月となったので、その計画もあわせて、ここではまず記念貨幣の発行から記すことにしよう。

沖縄国際海洋博覧会の開催に際して、関係省庁と同博覧会協会、沖縄県からの要請に応じて、45年の大阪万国博覧会、47年の札幌冬期オリンピック大会に引続き、100円の記念白銅貨の発行を決め、そのデザインに守礼の門と穏やかな波を配した。その発行を49年12月24日に発表し、発行枚数をできるだけ多くする方針で、博覧会開始の50年7月20日に6,000万枚を発行し、そして10月にさらに6,000万枚を追加発行した。

51年12月25日で天皇御在位50年となるのに合わせて、内閣主催の御在位50年記念祝典を挙行することになり、大蔵省においても御在位50年記念貨の発行を計画した。8月20日に「百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令」の一部改正でその内容を正式に決定した。100円の白銅貨とすることは同一であるが、沖縄海洋博の際は通常の100円貨と同一量目、寸法であったのに対して、記念貨としての保存を念頭に、札幌オリンピックの際と同一の12グラム、直径30ミリメートルと最大のものとした。デザインは二重橋と皇居、菊の御紋章と鳳凰

を配した。発行枚数も全国世帯にゆきわたるように、その倍余の7,000万枚として、年末から新年にかけて発行した。

その後しばらく記



EXPO'75 (沖縄) 記念銀貨100円

念貨幣の計画はなかったが、58年10月に国際科学技術博覧会に合わせて記念貨幣発行検討中が報道された。60年3月から9月にかけて筑波研究学園都市で開かれる国際科学博覧会を記念するもので、早期の発表は図案の公募とも関係する。オリンピック記念貨幣以来の2度目の図案公募で、59年5月に図案審査をした。10月に関係政令を決定して形式等を定めた。それまで記念貨幣は100円貨としていたのを500円貨とし、白銅貨で13グラム、直径30ミリメートルとはほぼ前回の御在位50年記念貨幣と同じ大きさのものとし、博覧会を開く60年3月に7,000万枚を発行した。すでに500円白銅貨が発行されており、記念貨幣としては最高額のコインとすることに踏みきったものである。

同じ60年の12月には内閣制度創始百周年記念貨幣が発行された。形式等は同一の500円白銅貨で、発行枚数も7,000万枚であった。政府としては重要な行事の一環となる記念貨幣ではあったが、国民的行事となりにくいこともあり、図案を公募することもなく、あまり注目されなかった。それはまた次の記念貨幣があまりにも大きな話題となったからでもある。

60年の11月8日に大蔵省は天皇陛下御在位60年慶祝事業の一環として記念貨幣の発行を発表した。記念貨幣としての金貨幣は初めてのことであり、金貨幣の製造も昭和7年以来のことになる。その後各界の識者の意見を汲んで、金貨の外に銀貨、白銅貨も発行することにし、金貨は20グラム、額面10万円、銀貨は金貨と同一量目の1万円、白銅貨は博覧会と同じ500円で量目等も同じものとした。臨時通貨法による補助貨幣の最高額は500円であったから、オリンピックの際にならって特別に法律を制定することにした。「天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律」で、61年4月に公布された。同法に合わせて品位、形式に関する政令で図柄が定められた。10万円金貨は鳩と水、1万円銀貨は日の出と瑞鳥・瑞雲、500円白銅貨は紫宸殿を片面に配し、他面はいずれも菊の御紋章とした。

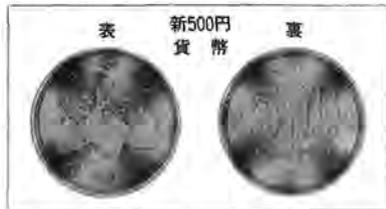
従来の記念貨幣と異なって高価な金貨、銀貨であったから、発行については慎重に検討して、取扱機関による引換業務連絡協議会を作って円滑実施を図っ

た。発行枚数は金貨幣と銀貨幣はそれぞれ1,000万枚、白銅貨は5,000万枚とした。11月に引換えを実施した。

この記念貨幣についてはなお多くの希望が寄せられたので、別の形で金貨幣の追加発行が計画された。100万枚の追加のうち70万枚は62年5月に金融機関等で引換え、残り30万枚はプルーフ貨としてもケースに入れて頒布することとし、9月から予約を受付けた。その際プルーフ貨として1月から頒布を始めた通常貨（62年銘の500円、100円、50円、10円、5円、1円の6種類）がプルーフ貨を人びとに案内する材料ともなり、金貨の外に銀貨、白銅貨と組合わせたケース付きのものも頒布された。なお金貨等の額面額相当が補助貨幣回収準備資金に繰入れられるが、同準備資金が高額となることから、61年度では4,399億円の一般会計繰入れを予定した。

1年おいて63年には同時に2種類の記念貨幣が発行された。青函トンネル開通と瀬戸大橋開通を記念して500円白銅貨が各2,000万枚、8月29日に引換えをした。縁にレタリングを入れた特色の外に、デザインがほぼ同じ構図を取り入れて、世紀の大事業の同時達成を祝う意図を示した。

最後に500円補助貨幣のことを記そう。オリンピック記念貨幣は別として、41年に小額銀行券を硬貨に切替えて以来、自動販売機等の普及に合わせてコインの需要は急増したが、100円以上の高額貨はなかった。55年末には全貨幣流通高に占める100円貨の割合は63.4%に達し、40年末の33.9%に比して著しく高くなった。かくて56年5月に臨時通貨法の一部を改正して新たに500円の補助貨幣を発行することにした。新貨の形式等について臨時補助貨幣懇談会に諮って直径26.5ミリメートルとし、ことに縁にレタリング「NIPPON・500・



NIPPON・500・」を刻印するという従来にない方式を取り入れた。

500円補助貨幣の発行は500円銀行券に替えることを配慮したものであったが、その意図を上回る需要増大傾向があっ

て、製造が促進された。ちなみに流通額をみると、58年末に2,221億円であったのが61年末には5,422億円、63年末には3倍の6,743億円に達し、なお不足すると見込まれて、63年秋には製造計画を追加し、当初の5,000万枚を2億枚にするほどであった。

増铸計画としては消費税実施に伴う1円貨の需要急増に対処したことを加えなければならない。63年末の1円貨の流通高278億円に対して平成元年末は307億円で、30億枚に近い1円貨の流通増加であり、これに応じた大作業であった。

## 第4節 銀行券の改刷

新様式の日本銀行券の具体化は56年7月の渡辺蔵相の記者会見で明らかにされ、一気に国民の話題になった。1万円券は33年12月以来、5,000円券は32年10月以来の流通で、すでに23年を経過していた。1,000円券はこれよりは近年の発行であるが、38年11月であり18年になろうとしていた。銀行券の改刷の目的は偽造防止である。技術的には現行銀行券はなお高度ではあっても、複写技術の向上による偽造紙幣発生の潜在的可能性は強まっていると判断された。したがって改刷は当然偽造防止のための配慮が加えられたが、全面的改刷となることもあって、新銀行券についてはかなり細目にわたる説明が加えられ、すでに準備が進んでいることを裏づけた。

新銀行券の様式は縦横の寸法は、縦が現行1,000円券と同じ76ミリメートルに統一され、横幅は5ミリメートルづつ違う160ミリ、155ミリ、150ミリとし、新たに眼の不自由な人のための識別マークを使用した。改刷に際して最も人びとの注目を浴びたのが人物像で、1,000円券に伊藤博文を用いたとき以上の転換であった。1万円券に福沢諭吉、5,000円券に新渡戸稲造、1,000円券に夏目漱石が採用され、まさに一新されることになった。製造技術の必要から模様、色彩等はすべて印刷局で専門的に研究検討したものによることになった。これによって昭和5年以来の長期にわたって銀行券の肖像の象徴ともなってきた聖徳太子が消えることが時間の問題となった。

改刷銀行券の発行はこの新券の発表から2年余を経た59年11月1日であった。この間、1万円券は57年10月から、1,000円券は58年4月から、5,000円券は58年7月から印刷に入り、発行準備の状況に即して59年6月に正式に新銀行券の様式を定め、発行日を11月1日とすることを発表した。58年10月末の日本銀行券の発行高は18兆4,094億円で、券別では1万円券15兆4,379億円、5,000円券8,437億円、1,000円券1兆8,077億円で、枚数にすると1万円券15億4,379

新一万円券



新五千円券



新千円券



万枚、5,000円券1億6,874万枚、1,000円券18億0,770万枚となる。この旧券を全部新券に替え、さらに予備の銀行券を印刷するという大事業が予定どおり実行された。